

# 京都府議会委員会モニターテレビ視聴要領

(平成14年6月27日)

(趣旨)

第1条 この要領は、常任委員会及び特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）の審議のモニターテレビによる視聴（以下「視聴」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放映の範囲)

第2条 放映は、委員会開会中これを行う。ただし、次に掲げる場合は行わない。

- (1) 秘密会
- (2) 委員長又は副委員長の互選を行う場合
- (3) その他委員長が放映を不相当と認めた議事

(視聴場所)

第3条 視聴場所は、議会棟1階ロビー内の視聴コーナーとする。

(視聴コーナーの定員)

第4条 視聴コーナーの定員は50名とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(視聴の申込等)

第5条 視聴しようとする者は、議会棟1階受付において視聴受付簿兼音声聴取機器貸出簿に住所、氏名及び電話番号を記入するものとする。

- 2 受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前から委員会終了までとする。
- 3 委員会開会予定時刻の15分前の時点で、視聴の申込みをした者が定員を上回る場合は、くじにより視聴者を決定する。

(音声聴取機器の貸出し等)

第6条 視聴者は、音声を聴取するための機器（以下「機器」とい

う。)の貸出しを受け、視聴終了後は、受付に返却するものとする。ただし、機器を視聴コーナー以外へ持ち出すことはできない。(視聴コーナーに入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、視聴コーナーに入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) その他議長が視聴を不相当と認めた者

(視聴者の守るべき事項)

第8条 視聴者は、議長の指定した職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 鉢巻き又はたすきをする等示威的行為をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真、映画等の撮影又は録音等の行為をしないこと。
- (5) その他視聴コーナーの秩序を乱し、又は視聴の妨害となるような行為をしないこと。

2 議長は、前項に違反した視聴者に対し、視聴コーナーからの退出を求めることができる。

(損害の賠償)

第9条 視聴者は、視聴コーナーの施設、設備及び機器をき損し、又は亡失したときは、その責めを負うものとする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、視聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成14年6月27日から施行する。